

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）の概要

■ 目的

- ①良好な自然環境及び生活環境の保全
- ②土壌汚染・土砂等の崩落、飛散、流出による災害の発生を防止
- ③市民の生活の安全を確保

■ 定義

事業者…事業主、事業施行者

土砂等…土、砂、破砕石、これに類するもの（廃棄物は含まない）

埋立て等…土砂等による土地の埋立て、盛り土、堆積（製品の製造・加工のための原材料の堆積を除く）

特定事業…埋立て等を行う以下の事業

- ① 事業区域の面積が 500 m²以上
- ② 当該事業区域と一団と認められる区域において、3年以内に埋立て等が行われた、又は行われている場合で、その面積の合計が 500 m²以上となる事業
- ③ 埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離が 1 m以上、かつ、埋立て等に係る土砂等の量が 500 m³ 以上となるもの

土地所有者等…土地の所有者、占有者又は管理者

■ 事業者の責務

- 保有又は管理する土砂等の適正な処理を行い、土壌汚染・災害の発生を防止
- 事業活動で発生する土砂等の減量化・製品化その他の有効利用する努力義務
- 土壌汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬しない
- 地域住民の理解を得るよう努め、苦情・紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たる
- 土砂等が崩落・飛散又は流出しないよう、必要な措置を講じる

■ 土地所有者等の責務

- 所有地等において、埋立て等により、土壌の汚染及び災害の発生することのないようにする
- 所有地等において、土壌の汚染及び災害の発生又はそのおそれがあることを知ったとき
 - ① 埋立て等を行う者に対し埋立て等の中止を求める
 - ② 原状回復その他の必要な措置を講ずる
 - ③ 市長その他関係機関への通報

■ 市の責務

- 埋立て等の状況の把握、不適正な埋立て等の監視、必要な施策を総合的に推進する

■ 土壌安全基準・土壌安全検査等

- 環境基本法の規定による、土壌の汚染に関する環境基準に準じ土壌安全基準を定める
- 何人も土壌安全基準に適合しない埋立て等を行ってはならない
- 市は土壌安全基準に適合しない土砂等が供されているおそれがあると認めるとき、埋立て区域の土壌検査ができる

- ・ 検査により土壌安全基準に不適合な土砂等の使用が確認されたとき、その情報を地域住民に提供する

- ↓
- ① 埋立て者：中止、土砂等の撤去、土壌調査、土壌汚染・水質汚濁防止の措置命令
 - ② 埋立て等を委託した者：埋立て者に中止させ、土壌汚染・水質汚濁防止の措置命令
 - ③ 土地所有者等：土砂等の撤去、土壌調査、土壌汚染・水質汚濁防止の措置命令

↓

これらの措置命令に反した者は罰則及び氏名の公表の対象

■ 特定事業の許可（許可対象事業）

- ・ 特定事業を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない

※適用除外

- ・ 公共団体等が行う埋立て等
- ・ 他法令（都市計画法、宅地造成等規制法など）で許可を受けた埋立て等 など

■ 事前協議・事前周知

事業者は、許可申請前に市長と事前協議を行わなければならない

- ・ 事業区域の位置図、付近見取図
- ・ 計画平面図、計画縦横断面図
- ・ 搬入する土砂等の量の計算書、作業工程表及び施行の手順を明らかにした書類
- ・ 事業区域の土壌検査の試料を採取した地点の位置図、現場写真、表土に関する調書及び計量証明書
- ・ 事業区域内土地使用同意書
- ・ 事業区域隣接土地所有者同意書 など

事業者は、説明会の開催など地域住民等に対する事業内容の周知を行わなければならない

■ 土地所有者等の同意

- ・ 事業者は、特定事業を行う場合、埋立てする土地の土地所有者等に事業を説明し、その同意が必要

■ 許可の申請

許可申請をしようとする者は、以下の書面や図面などを提出

- ・ 埋立て等の目的及び種別
- ・ 事業区域の所在地及び面積
- ・ 使用される土砂等の量及び搬入に関する計画
- ・ 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置 など

■ 許可の基準・条件

以下に該当する場合、申請を許可しない

- ・ 事業者が本条例に基づく処分に反し罰金・懲役刑に処され、その執行から5年を経過しないとき
- ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 土地所有者等の同意を得ていないとき
- ・ 埋立て等の計画が災害発生を防止するための基準や構造上の基準に適合しないとき

- 埋立て等に使用される土砂等の採取場所が特定していないとき など
- 許可に当たっては、良好な環境保全等に必要な限度で条件を付することができる

■ 変更の許可等

- 許可の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事前に変更の許可が必要

■ 許可を受けた者の義務・改善勧告・措置命令

《義務》

- 着手の届出
- 土砂等の搬入の届出（土壌安全基準に適合している証明書を添付）
- 土砂等管理簿の作成、土砂等の量の報告
- 定期的な土壌検査及び事業排水の水質検査の報告

- 廃止、休止、完了の届出
- 関係書類等の縦覧、保存 など

《改善勧告》

- 許可基準・許可の条件に反しているとき
- 土砂等の崩落等による災害で、人の生命等を著しく害する事態が生じるおそれがあると認めるとき
→直ちに事業を中止、期限を定めて災害の発生防止に必要な措置を講じることを勧告

《措置命令》

- 許可事業者が勧告に従わないとき
- 土砂等の崩落等による災害の発生防止のため緊急の必要があるとき
→直ちに当該特定事業を中止、期限を定めて災害の発生防止に必要な措置を講ずべきことを命令
- 許可・変更許可の規定に違反して事業を行った者
→直ちに事業を中止、期限を定めて土砂等の全部・一部撤去、土砂等の崩落等による災害発生防止に必要な措置を講ずべきことを命令
- 土壌検査又は事業排水の水質検査の結果が土壌安全基準又は水質の基準に適合しないとき
→直ちに事業を中止、期限を定めて土砂等の全部・一部撤去、土壌汚染及び水質汚濁の防止に必要な措置を講ずべきことを命令

《取り消し》

- 命令に反した許可事業者
- 虚偽及び不正手段により許可・変更許可を受けた者
- 許可から1年着手しなかった者
- 1年間施行しなかった者
- 変更許可が必要な事項を無許可で変更した者
- 許可後変更した土地所有者等の同意、搬入届、土砂等管理簿、土壌検査及び水質検査の報告、土砂等の量の報告、名義貸し等の禁止規定に違反した者
- 許可事業者・事業施行者・現場責任者が欠格事項に該当したとき

■ 特定事業に同意した土地所有者等の義務・措置命令

《義務》

- 同意をするときは、事業完了後の土地の利用計画を踏まえ事業内容の確認
- 定期的な施行状況の確認
- 土壌汚染、災害の発生又はそのおそれがあることを知ったとき
 - ① 事業者には事業の中止を求め、現状回復その他の必要な措置を講じる
 - ② 市長その他関係機関への通報

《措置命令》

- 土砂等の崩落等による災害発生の防止のため緊急の必要があると認めるとき
→期限を定めて土砂等の崩落等による災害発生の防止に必要な措置を講ずることを命令

■ 立入検査

- 市長は、職員をして、事業者の事務所、事業場などその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は質問することができる

■ 公表

市長は、条例に違反した者の氏名、名称、違反の事実などを公表できる

- 命令に反した者
- 許可・変更許可規定違反者

■ 罰則

- ① 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 土壌安全基準不適合時埋立て者、委託者への命令に違反
 - 許可規定、変更許可規定違反者への命令に違反
 - 土壌検査、水質検査基準不適合時の命令に違反
 - 取消し時の命令に違反
 - 許可規定違反者
 - 変更許可規定違反者
- ② 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - 土壌安全基準不適合時土地所有者への命令に違反
 - 完了時構造基準、許可条件違反者への命令に違反
 - 勧告違反、災害発生防止のため許可事業者への命令に違反
 - 災害発生防止のため同意した土地所有者への命令に違反
- ③ 50万円以下の罰金
 - 土砂等の量の報告規定に反し、又は虚偽報告した許可事業者
 - 土壌検査、水質検査の報告規定に反し、又は虚偽報告した許可事業者
 - 報告の徴収規定違反者
 - 立入検査規定違反者
- ④ 30万円以下の罰金
 - 軽微変更届、廃止等届未届出、虚偽の届出
 - 着手届未届出、虚偽の届出
 - 搬入届未届出、虚偽の届出
 - 土砂等管理簿規定違反
 - 標識掲示規定違反
 - 地位承継規定違反